

平成 18 年 5 月 15 日

各 位

兵庫県加古川市平岡町新在家二丁目 264 番地の 18
株式会社トリドール
代表取締役社長 栗田 貴也
(コード番号: 3397)
問合わせ先 取締役管理部長 小柴 秀代
TEL 0794-53-3301

定款の(一部)変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において、「定款の(一部)変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第16期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当会社の公告方法について、公告閲覧の利便性向上および公告費用の節減等を図るため、電子公告制度を採用することとし、現行定款第4条（公告の方法）について所要の変更を行うとともに、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則にもとづき、インターネット開示をもって株主に提供したもの とみなす対応ができるよう、第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
 - ② 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第24条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
 - ③ 会社法第426条第1項、会社法第427条第1項の規定に従い、取締役、社外取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第26条（取締役の責任免除）、第34条（監査役の責任免除）を新設するものであります。
 - ④ 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
 - ⑤ 旧商法上の用語を会社法で使用する用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
 - ⑥ 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等をあわせて行うものであります。
 - ⑦ 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2.定款変更の内容

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (商 号) 当社は、株式会社トリドールと称し、英文では、Toridoll. corporationと表示する。	第1条 (商 号) [現行どおり]
第2条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 飲食店の経営 2. 惣菜、弁当等の調理食品の製造加工・販売・宅配 3. 不動産の売買・賃貸・仲介・斡旋・管理 4. 上記各号に付帯関連する一切の事業	第2条 (目 的) [現行どおり]
第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を兵庫県加古川市に置く。	 [現行どおり]
[新 設]	第4条 (機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会
第4条 (公告の方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第5条 (公告方法) 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告ができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。
第2章 株式	第2章 株式
第5条 (発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は64, 000株とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、64,000株とする。
[新 設]	第7条 (株券の発行) 当社は、株券を発行する。
第6条 (自己株式の取得) 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	第8条 (自己株式の取得) 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。
第7条 (名義書換代理人) 当社は、株式および端株につき名義書換代理人を置く。 ② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 ③ 当社の株主名簿、端株原簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載または記録、株券の交付、株券喪失登録および端株の買取りその他株式および端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。	第9条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。
第8条 (株式取扱規則) 当社の株券の種類、株式の名義書換、端株原簿への記載または記録、株券の交付、株券喪失登録および端株の買取りその他株式および端株に関する請求、届出等の手続および手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。	第10条 (株式取扱規則) 当社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。
第9条 (基準日) 当社は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 ② 前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる	 [削 除]

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
第10条（招集時期） 当会社の定時株主総会は、毎決算期日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。	第11条（招集時期） 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。
[新 設]	第12条（定時株主総会の基準日） 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
第11条（招集者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長が招集し、その議長となる。 ② 代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。	第13条（招集権者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。 [現行どおり]
[新 設]	第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第12条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	第15条（決議の方法） [現行どおり] ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
第13条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 ② 株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に提出しなければならない。	第16条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ② 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。
第14条（議事録） 株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。 ② 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。	[削除]

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
第15条 (取締役の員数) 当会社の取締役は7名以内とする。	第17条 (取締役の員数) [現行どおり]
第16条 (取締役の選任方法) 当会社の取締役は、株主総会において選任する。 ② 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任については、累積投票によらない。	第18条 (取締役の選任方法) [現行どおり] ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 [現行どおり]
第17条 (取締役の任期) 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。	第19条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
第18条 (代表取締役および役付取締役) 当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する。 ② 取締役会の決議により取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。	第20条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議により取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。
第19条 (取締役会の招集者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。 ② 代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。	第21条 (取締役会の招集権者および議長) [現行どおり]
第20条 (取締役会の招集手続) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および監査役が発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② [新 設]	第22条 (取締役会の招集手続) [現行どおり] ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会開催することができる。
第21条 (取締役会の決議方法) 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	第23条 (取締役会の決議方法) [現行どおり]
[新 設]	第24条 (取締役会の決議の省略) 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
第22条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 ② 取締役会の議事録は、決議の日から10年間 本店に備え置く。	[削除]
第23条 (取締役の報酬) 取締役の報酬は、株主総会において定める。	第25条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社 から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等という。」)は、株主総会の決議をもって定める。
[新 設]	第26条 (取締役の責任免除) 当会社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。 ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役および監査役会	第 5 章 監査役および監査役会
第24条（監査役の員数） 当会社の監査役は、4名以内とする。	第27条（監査役の員数） [現行どおり]
第25条（監査役の選任方法） 当会社の監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	第28条（監査役の選任方法） [現行どおり] ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
第26条（監査役の任期） 監査役の任期は、 <u>就任後4年内の最終の決算期</u> に関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の <u>残任期間</u> と同一とする。	第29条（監査役の任期） 監査役の任期は、 <u>選任後4年以内に終了する最終の事業年度</u> に関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の <u>任期の満了</u> する時までとする。
第27条（常勤監査役） 監査役は、 <u>互選により常勤の監査役を定める。</u>	第30条（常勤の監査役） 常勤の監査役は、 <u>監査役会の決議をもって選定する。</u>
第28条（監査役会の招集手続） 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 [新設]	第31条（監査役会の招集手続） [現行どおり] ② 監査役全員の同意があるときは、 <u>招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>
第29条（監査役会の決議） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数をもってこれを行う。	第32条（監査役会の決議方法） [現行どおり]
第30条（監査役会の議事録） 監査役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	 [削除]
第31条（監査役の報酬） 監査役の報酬は、株主総会において定める。	第33条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会 <u>の決議をもって定める。</u>
 [新 設]	第34条（監査役の責任免除） <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
第32条（営業年度および決算期日） 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とし、営業年度の末日を決算期日とする。	第35条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
第33条（利益配当金） 当会社の利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。	第36条（期末配当および基準日） 当会社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対して期末配当金としての剰余金の配当を行う。
第34条（中間配当金） 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下中間配当金という）を行うことができる。	第37条（中間配当および基準日） 当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対して中間配当金としての剰余金の配当を行なうことができる。
第35条（除斥期間） 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	第38条（配当金の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

3.日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日（木）
定款変更の効力発生日 平成18年6月29日（木）

以 上